



1706.

(介21)

平成20年9月5日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

介護従事者の事務負担軽減措置に関する一部改正通知等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護従事者の事務負担軽減措置に関する一部改正通知等の送付について、第52回社会保障審議会介護給付費分科会において諮問事項であった、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催を「少なくとも6月に1回」から「必要に応じて随時」に改める件」、「介護保険施設等における感染対策委員会の開催を「1年に1回程度、定期的に開催」から「おおむね3月に1回以上開催」に改める件」の2点の改正、及び、「特別養護老人ホームにおける看取り介護加算、介護療養型老人保健施設におけるターミナルケア加算において、本人又はその家族への説明を行い同意を求める頻度を「少なくとも1週につき1回以上」から「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める件」等に関する改正通知が発出され、平成20年9月1日より適用されることとなりました。

本会においても厚生労働省より発出された関係通知類を入手いたしましたのでご送付申し上げます。つきましては、貴会傘下の地区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

添付資料

- 「「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」及び「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

（老老発第0901002号 平20.9.1 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

以上

写

老老発第0901002号

平成20年9月1日

社団法人日本医師会会長

唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「『養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について』等の一部改正について」及び「『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成20年9月1日付で各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長並びに各都道府県介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。



老発第0901002号
平成20年 9月 1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第137号）が公布され、本日から施行されることとなったことに伴い、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）」等の一部を別紙のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正は、事務手続の重複等につき、介護従事者の負担軽減等の観点から見直しを行うものであり、適切なサービスの提供の確保のために必要な研修等の事務については、今後とも従前どおり適切な運用を図られたい。

記

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知）の一部改正
別紙3のとおり改正する。

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第四 (略) 第五 処遇に関する事項 1～9 (略) 10 衛生管理等 (基準第24条)</p> <p>(1) (略) (2) 基準第24条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第29条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会についてとは、關係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に關係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>第一～第四 (略) 第五 処遇に関する事項 1～9 (略) 10 衛生管理等 (基準第24条)</p> <p>(1) (略) (2) 基準省令第24条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第29条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会についてとは、關係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に關係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p>

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 处遇に関する基準</p> <p>1～1 1 (略)</p> <p>1.2 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第2.6条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長、医師、事務長、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第3.1条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に關係が深いと認められることから、これと一體的に設置・運営することも差し支えないと認められる。感染対策担当者は看護師である。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>1.3～1.6 (略)</p> <p>1.7 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第3.1条）</p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 处遇に関する基準</p> <p>1～1 1 (略)</p> <p>1.2 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第2.6条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>1.3～1.6 (略)</p> <p>1.7 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第3.1条）</p>

(1) · (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)	(1) · (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)
なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、燃費対策委員会については、隣接する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えがない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。	なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
(4) · (5) (略) 第五～第九 (略)	(4) · (5) (略) 第五～第九 (略)

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成20年5月30日老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知) (抄)		改	正	後	前
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)	第1～第4 (略)	第1～第4 (略)	第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
第5 サービスの提供に関する事項 1～10 (略) 11 衛生管理等 (1) (略) (2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	第5 サービスの提供に関する事項 1～10 (略) 11 衛生管理等 (1) (略) (2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	基準第26条第2項第1号に規定する委員会(以下「感染対策委員会」という。)は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成する。構成メンバーの業務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	基準第26条第2項第1号に規定する委員会(以下「感染対策委員会」という。)は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成する。構成メンバーの業務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	基準第26条第2項第1号に規定する委員会(以下「感染対策委員会」という。)は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成する。構成メンバーの業務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	基準第26条第2項第1号に規定する委員会(以下「感染対策委員会」という。)は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成する。構成メンバーの業務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
1～15 (略) 16 事故発生の防止及び発生時の対応 (1) (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会	1～15 (略) 16 事故発生の防止及び発生時の対応 (1) (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会	イ～エ (略)	イ～エ (略)	12～15 (略) 16 事故発生の防止及び発生時の対応 (1) (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会	イ～エ (略)

<p>(略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いことから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4) (5) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4) (5) (略)</p>
<p>第6～第8 (略)</p>	<p>第6～第8 (略)</p>



老計発第 0901001 号
老振発第 0901001 号
老者発第 0901001 号
平成 20 年 9 月 1 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長
厚生労働省計画課課長

振興課長
厚生労働省振興課課長

老人保健課長
厚生労働省老人保健課課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 135 号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 137 号）及び「厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件」（平成 20 年厚生労働省告示第 440 号）が公布され、本日から施行されることとなったことに伴い、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」等の一部を別紙のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正は、事務手続の重複等につき、介護従事者の負担軽減等の観点から見直しを行うものであり、適切なサービスの提供の確保のために必要な研修等の事務については、今後とも従前どおり適切な運用を図られたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号 厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙 7 のとおり改正する。

- 8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第46号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙8のとおり改正する。
- 9 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正
別紙9のとおり改正する。
- 10 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正
別紙10のとおり改正する。
- 11 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正
別紙11のとおり改正する。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅旅館管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（訪問介護費に係る部分に限る。）について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
(抄)

	改	正	後	改	正	前	
第二 賦 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1～8 賦 9 福祉用具貸与費				第一 暈 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1～8 暈 9 福祉用具貸与費			
(1) 暈 (2) 要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費	① 暈			(1) 暈 (2) 要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費	① 暈		
① ア 暈 イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか程度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なアマネジメントにより指定支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(少なくとも六月に一回)で行うこととする。	ア 暈 イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか程度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なアマネジメントにより指定支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(少なくとも六月に一回)で行うこととする。	ウ 暈		ア 暈 イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか程度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なアマネジメントにより指定支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(少なくとも六月に一回)で行うこととする。	ウ 暈		
② 暈 第三				ウ 暈 第三			

録とは別に歯科衛生士等の介護予防尼宅療養管理指導費の算定
のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとす
ること。

(7) ③ 略
7~10 略
11 介護予防福祉用具貸与費

(1) 略
(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

ア 略

イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特
に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段
差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調
査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門
相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が
参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメン
トにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、
この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載さ
れた必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこと
とする。

ウ 略
(3) 略
12 略

⑦・⑧ 略

(5) 略
7~10 略

11 介護予防福祉用具貸与費

(1) 略
(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

ア 略

イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特
に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段
差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調
査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門
相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が
参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメン
トにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、
この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載さ
れた必要な理由を見直す頻度（すくなくとも六月に一回）で行
うこととする。

ウ 略
(3) 略
12 略

⑤ 略
7~10 略
11 介護予防福祉用具貸与費

(1) 略
(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

ア 略

イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特
に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段
差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調
査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門
相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が
参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメン
トにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、
この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載さ
れた必要な理由を見直す頻度（すくなくとも六月に一回）で行
うこととする。

ウ 略
(3) 略
12 略

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に明する基準について(平成11年9月17日老企第25号)厚生省老人保健福祉局企画課長通知(抄)

後	正	改	
第一 第二 第三 一~十の二 十一	略 略 介護サービス 略 福社用具貸与 1~2 略 3 適當に関する基準 (1) ~ (2) 略 (3) 指定福社用具貸与の具体的な取扱方針	第一 第二 第三 一~十の二 十一	略 略 介護サービス 略 福社用具貸与 1~2 略 3 適當に関する基準 (1) ~ (2) 略 (3) 指定福社用具貸与の具体的な取扱方針
①. ②. 略	③ 第5号は、居住サービス計画に指定福社用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師かららの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福社用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福社用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福社用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	①. ②. 略	③ 第5号は、居住サービス計画に指定福社用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師かららの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福社用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福社用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福社用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行なう等の必要な措置を講じなければならない。
④. ⑤. 略	また、必要に応じて隨時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福社用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福社用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行なう等の必要な措置を講じなければならない。	④. ⑤. 略	また、少なくとも六月に一回、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福社用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福社用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行なう等の必要な措置を講じなければならない。
⑥. ⑦. 略	(4) ~ (8) 略	⑥. ⑦. 略	(4) ~ (8) 略
⑧. ⑨. 略	4 略 11 介護予防福社用具貸与 1~10 略 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 一~二 略 十二 第四 介護予防サービス	⑧. ⑨. 略	4 略 11 介護予防福社用具貸与 1~10 略 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 一~二 略 十二 第四 介護予防サービス
⑩. ⑪. 略	一~二 略 十一 介護予防福社用具貸与 略 (1)	⑩. ⑪. 略	一~二 略 十一 介護予防福社用具貸与 略 (1)

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針

①～③ 略

④ 第6号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等から的情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第2条に規定するサービス担当職員（以下③において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて随時、担当職員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照りして、妥当なものかどうか、の検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行なう等の必要な措置を講じなければならない。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針

①～③ 略

④ 第6号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等から的情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員（以下③において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利便者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、少なくとも六月に一回、必要に応じて随時、担当職員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかとして、必要なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行なう等の必要な措置を講じなければならない。

厚生省老人保健福利の基準について(平成11年7月29日老企第22号)
指定期告示
抄

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31日 指定第0331003号、老老苑第0331016号 厚生労働省保健課長連名通知) (抄)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理等	第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理等
(1) (略) (2) 基準省令第27条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	(1) (略) (2) 基準省令第27条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するところに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するところに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。	なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準省令第35条第1項第3号に規定する事務監督等が感染対策委員会と相互に關係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に關係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
②～④ (略) 2 6～3 0 (略) 3 1 事故発生の防止及び発生時の対応（基準省令第35条）	②～④ (断) 2 6～3 0 (略) 3 1 事故発生の防止及び発生時の対応（基準省令第35条）

(1) · (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)	(1) · (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)
なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と 独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会 については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委 員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的 に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の 責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委 員として積極的に活用することが望ましい。	なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と 独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般 の責任者であることが望ましい。
(4) · (5) (略) 3 2 (略) 第五・第六 (略)	(4) · (5) (略) 3 2 (略) 第五・第六 (略)

○介護老人保健施設の人風、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健局企画課長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。
第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。	第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。
第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。	第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。
第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。	第一～第三 (略) 第四 運営に関する基準 1～2 4 (略) 2 5 衛生管理 (1) (略) (2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

②～④ (略)

2 6～3 0 (略)

3 1 事故発生の防止及び発生時の対応

<p>①・② (略) ③ 事故発生の防止のための委員会 (略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会についても、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>④・⑤ (略) 3 2・3 3 (略) 第五・第六 (略)</p>	<p>①・② (略) ③ 事故発生の防止のための委員会 (略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>④・⑤ (略) 3 2・3 3 (略) 第五・第六 (略)</p>
---	---

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第45号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

	改	正	後	前
第一～第三 (略)				
第四 運営に関する基準				
1～2 2 (略)				
2 3 衛生管理等				
(1) (略)				
(2) 基準第2.8条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。				
① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会				
当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。				
なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第3.4条第一項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に關係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。				
また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。				
②～④ (略)				
2 4～2 7 (略)				
2 8 事故発生の防止及び発生時の対応				
第一～第三 (略)				
第四 運営に関する基準				
1～2 2 (略)				
2 3 衛生管理等				
(1) (略)				
(2) 基準第2.8条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。				
① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会				
当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。				
なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であること望ましい。				
また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。				
②～④ (略)				
2 4～2 7 (略)				
2 8 事故発生の防止及び発生時の対応				

①・② (略)
③ 事故発生の防止のための委員会
指定介護療養型医療施設における「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事業者の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーやその責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に關係が深いと認められることから、これらと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)
29・30 (略)

第五・第六 (略)

①・② (略)
③ 事故発生の防止のための委員会
指定介護療養型医療施設における「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事業者の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーやその責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)
29・30 (略)

第五・第六 (略)

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老者発0331017号、厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（抄）

	改	正	後			
第一・第二 地域密着型サービス 第三 地域密着型サービス 一～五 （略） 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1～3 （略） 4 運営に関する基準 （1）～（16）（略） （17）衛生管理等 ①（略）	1～3 （略） 4 運営に関する基準 （1）～（16）（略） （17）衛生管理等 ①（略） ② 基準第151条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの専務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘して必要に応じ隨時開催する必要がある。	第一・第二 地域密着型サービス 第三 地域密着型サービス 一～五 （略） 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第一・第二 （略） 第三 地域密着型サービス 一～五 （略） 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1～3 （略） 4 運営に関する基準 （1）～（16）（略） （17）衛生管理等 ①（略） ② 基準第151条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの専務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。	第一・第二 地域密着型サービス 第三 地域密着型サービス 一～五 （略） 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
			なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。			

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(1.8) ~ (2.0) (略)
 (2.1) 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第155条）
 ①・② (略)
 ③ 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号）
 (略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いことから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の専門家の委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)
 (2.2) (略)
 5・6 (略)

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

ロ～ニ (略)
 (1.8) ~ (2.0) (略)
 (2.1) 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第155条）
 ①・② (略)
 ③ 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号）
 (略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の専門家の委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)
 (2.2) (略)
 5・6 (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設入居者生活介護費の算定に関する基準（平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

	改	正	後
第一 第二 介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表	1～4 (略) 5 介護福祉施設サービス (1)～(2) (略) (2) 看取り介護加算 ①～⑥ (略) ⑦ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、 口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記 載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。 また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連 絡しても来てもいよいような場合も、医師、看護師、介護職員 等が入所者の状態等に応じて隨時、入所者に対する看取り介護に ついて相談し、共同して看取り介護を行つていると認められる場 合には、看取り介護加算の算定は可能である。	第一 第二 介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1～4 (略) 5 居宅サービス単位数表 (短期入所生活介護費から特定施設入居者生活 介護費に係る部分に限る。) 及び施設サービス単位数表 1～4 (略) 5 介護福祉施設サービス (1)～(2) (略) (2) 看取り介護加算 ①～⑥ (略) ⑦ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡して ても来てもいよいような場合も、医師、看護師、介護職員等が隨 時に判断をできる状態にならぬような場合も、入所者に対する看取り介護につい て相談し、共同して看取り介護を行つていると認められる場合に は、看取り介護加算の算定は可能である。	この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保さ れるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとど もに、本人の状態や、家族と連絡を取つたにもかかわらず来ても らえなかつた旨を記載しておくことは極め て重要であり、施設としては、一度連絡を取つて来てくればかつ たとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を 確認しながら介護を進めていくことが重要である。
第三 介護保健施設サービス	(2) 3)・(2) 4) (略) 6 介護保健施設サービス (1)～(3) (略) (4) 介護保健施設サービス費 (II) 若しくは介護保健施設サービス費 (III) 又はユニット型介護保健施設サービス費 (II) 若しくはユニッ ト型介護保健施設サービス費 (III) を算定する介護老人保健施設（以 下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における介 護費の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）	第一 第二 介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1～4 (略) 5 居宅サービス単位数表 (短期入所生活介護費から特定施設入居者生活 介護費に係る部分に限る。) 及び施設サービス単位数表 1～4 (略) 5 介護福祉施設サービス (1)～(2) (略) (2) 看取り介護加算 ①～⑥ (略) ⑦ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡して ても来てもいよいような場合も、医師、看護師、介護職員等が隨 時に判断をできる状態にならぬような場合も、入所者に対する看取り介護につい て相談し、共同して看取り介護を行つていると認められる場合に は、看取り介護加算の算定は可能である。	この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保さ れるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとど もに、本人の状態や、家族と連絡を取つたにもかかわらず来ても らえなかつた旨を記載しておくことは極め て重要であり、施設としては、一度連絡を取つて来てくればかつ たとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を 確認しながら介護を進めていくことが重要である。

護健施設サービスについて

①・② (略)
③ ターミナルケア加算について
イ～ホ (略)
へ 本人又はその家族に対する隨時の説明に係る同意については、
日頃で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するどもに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。
また、本人が十分に判断ができる状態なく、かつ、家族に連絡しても來てももらえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が入所者の状態等等に応じて随時、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていると認められる場合には、ターミナルケア加算の算定は可能である。

この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するどもに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず來てももらえないかった旨を記載しておくことが必要である。
なお、家族が入所者の看取りについてともに考えるることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取つて来てくれなかつたとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。

ト (略)
④・⑤ (略)
(5)～(23) (略)
ア (略)

護健施設サービスについて

①・② (略)
③ ターミナルケア加算について

イ～ホ (略)
へ 本人が十分に判断ができる状態なく、かつ、家族に連絡しても來てももらえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随時（少なくとも週一回以上）、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていると認められる場合には、ターミナルケア加算の算定は可能である。

この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するどもに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず來てももらえないかった旨を記載しておくことが必要である。
なお、家族が入所者の看取りについてともに考えるることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取つて来てくれなかつたとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。

ト (略)
④・⑤ (略)
(5)～(23) (略)
ア (略)

前	正	後	改
第一 指定地域密着型サービス介護付費単位数表に関する事項 第二 指定地域密着型サービス介護付費単位数表に関する事項 1～6 (略) 7 地域密着型介護福祉施設サービス費 (1)～(2 1) (略) (2 2) 看取り介護加算 ①～⑥ (略) ⑦ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、 口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記 載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。 また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連 絡しても来てもられないような場合も、医師、看護師、介護職員 等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護 について相談し、共同して看取り介護を行つていると認められる場 合には、看取り介護の算定は可能である。	第一 指定地域密着型サービス介護付費単位数表に関する事項 第二 指定地域密着型サービス介護付費単位数表に関する事項 1～6 (略) 7 地域密着型介護福祉施設サービス費 (1)～(2 1) (略) (2 2) 看取り介護加算 ①～⑥ (略) ⑦ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡して も来てもらえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随 時(少なくとも週一回以上)、入所者に対する看取り介護について 相談し、共同して看取り介護を行つてると認められる場合は、 看取り介護加算の算定は可能である。	第一 指定地域密着型サービス介護付費単位数表に関する事項 第二 指定地域密着型サービス介護付費単位数表に関する事項 1～6 (略) 7 地域密着型介護福祉施設サービス費 (1)～(2 1) (略) (2 2) 看取り介護加算 ①～⑥ (略) ⑦ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡して も来てもらえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随 時(少なくとも週一回以上)、入所者に対する看取り介護について 相談し、共同して看取り介護を行つてると認められる。	この場合には、適切な看取り介護が行わされていることが担保さ れるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとと もに、本人の状態や、家族と連絡を取つたにもかかわらず來ても らえなかつた旨を記載しておくことが必要である。 なお、家族が入所者の看取りにについてともに考へることは極め て重要であり、施設としては、一度連絡を取つて来てくればかつ たとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を 確認しながら介護を進めていくことが重要である。 (2 3)～(2 5) (略) (略)
第三	第三	第三	第三

○厚生労働省令第一三五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十四条第二項、第八十一条第二項、第一百十五条の四第二項及び第一百十五条の二十二第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月二十九日

厚生労働大臣　舛添　要一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
次に掲げる省令の規定中「少なくとも六月に一回」を「必要に応じて隨時」に改める。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第一百九十九条第五号

- 二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第二十一号

- 三 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百七十八条第六号

四 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三十条第二十三号

附 則

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
<p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）</p> <p>第一百九十九条</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて隨時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）</p> <p>第一百九十九条</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>			

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針）</p> <p>第二百七十八条</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（（指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。）により、必要に応じて隨時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>（指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針）</p> <p>第二百七十八条</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（（指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。）により、少なくとも毎月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じるものとする。</p>

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
<p>（指定居宅介護支援の具体的な取扱方針）</p> <p>第十三条</p> <p>一九二〇 （略）</p> <p>二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>二十二～二十五 （略）</p>	<p>（指定居宅介護支援の具体的な取扱方針）</p> <p>第十三条</p> <p>一九二〇 （略）</p> <p>二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>二十二～二十五 （略）</p>			

- 指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成十八年厚生省令第三十七号）（抄）

改 正 案	現 行
（指定介護予防支援の具体的な取扱方針）	（指定介護予防支援の具体的な取扱方針）
第三十条	第三十条
一〇二十二（略）	一〇二十一（略）
<p>二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合はその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p>	<p>二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも毎月に一回、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p>
一〇二二（略）	一〇二三（略）
一〇二三（略）	一〇二四（略）
一〇二四（略）	一〇二五（略）
一〇二五（略）	一〇二六（略）
一〇二六（略）	一〇二七（略）

○厚生労働省令第一三七号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第二項、第八十八条第二項、第九十七条第三項及び第一百十条第二項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「一月に一回程度、定期的に」を「おおむね三月に一回以上」に改める。

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十四条第二項第一号

- 二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第二十七

条第二項第一号

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二

十九条第二項第一号

四 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二十

八条第二項第一号

五 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第二十六条第二項

第一号

六 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一百五十一条第二項第一号

七 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）第二十六条第二項第

一号

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第二十四条　(略)	第二十四条　(略)
2　養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	2　養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二　四　(略)

二　四　(略)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二四 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二四 (略)</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(衛生管理等)	(衛生管理等)
<p>第二十八条　(略)</p> <p>2　指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一　当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二　四　(略)</p>	<p>第二十八条　(略)</p> <p>2　指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一　当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二　四　(略)</p>

改 正 案	現 行
（衛生管理等）	（衛生管理等）
<p>第二十九条　（略）</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二九四　（略）</p>	<p>第二十九条　（略）</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を「月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること」。</p> <p>二九四　（略）</p>

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第二十六条（略）	第二十六条（略）
<p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二～四（略）</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(衛生管理等) 第百五十二条 (略)	(衛生管理等) 第百五十二条 (略)
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二四 (略)</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を<u>一月に一回程度、定期的に</u>開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二四 (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>二四 （略）</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>二四 （略）</p>

○厚生労働省告示第四四〇号

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

第二十七号イ(1)(三)及び第三十六号イ(3)中「少なくとも一週につき一回以上」を「入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時」に改める。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一五二十六　（略）	一五二十六　（略）
二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者	二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者
イ 看取り介護加算（I）を算定すべき入所者	イ 看取り介護加算（I）を算定すべき入所者
（1） 次の（一）から（三）までのいずれにも適合している入所者	（1） 次の（一）から（三）までのいずれにも適合している入所者
（一） 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	（一） 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
（二） 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。	（二） 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。
（三） 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。	（三） 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。
（2） 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者	（2） 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者
ロ （略）	ロ （略）
二十八～三十五　（略）	二十八～三十五　（略）
三十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者イ次の（1）から（3）までのいずれにも適合している入所者	三十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者イ次の（1）から（3）までのいずれにも適合している入所者

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

□ (略)

三十七
五十五 (略)

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

□ (略)

三十七
五十五 (略)